

第11回生活・ビジネスインフラWG（環境分野） 議事概要

日時：平成17年6月29日（水）13：00～14：00

会場：永田町合同庁舎 第4共用会議室

出席：鈴木主査、原企画官、事務局

議題：総務省 消防庁 危険物保安室 梅原室長からのヒアリング

鈴木主査 第11回生活・ビジネスインフラWG、環境分野を開催します。今日は消防庁から保安四法関連の消防法関連を御説明いただきます。20～30分で説明いただき、あとは質問させていただくことにしたいと思います。

梅原室長 それではお配りしておりますペーパーがございますので、そちらを御覧いただきたいと思います。1番の検査の概要でございます。

完成検査、変更検査、保安検査それぞれについて、まず申請書類でございますが、ここに示しますような申請書については様式が決まっております、これを出していただくものでございます。

申請書類の提出先は、危険物規制で市町村長の事務でございますので、市町村長等へいずれも提出ということでございます。

自主検査の有無ということでございますが、変更検査につきましては、一部自主検査結果の活用を図っているということでございます。

検査者はいずれも市町村長でございます。

検査項目は、完成検査、変更検査につきましては、位置、構造、設備の技術上の基準でございます。保安検査は、特定屋外タンクの溶接、板厚に関する事項であります。

検査周期でございますが、保安検査につきましては、これは導入された当時、5年毎が原則でございましたが、事業者の維持管理レベルが向上したということで、検査周期の見直しをしまして、現在はタンクの維持管理の状況に応じて8年～13年とインセンティブを付与するような規定となっております。

検査方法はいずれも現地調査でございます。検査時間でございますが、1000キロリットル以上の特定屋外タンクを例に挙げました。およそこの程度の時間、人日がかかっているというものでございます。

手数料はそこに書いてある額でございます。これは標準手数料令で定めてございまして基本的にはそれぞれ市町村の条例で定めることになってございます。これが検査の概要でございます。

認定事業所制度の導入の経緯とか現状の内容とかでございますが、平成9年に、当時の規制緩和推進計画の再検討という中でとった措置でございます。一定の要件を満たす危険物施設の変更工事についての完成検査に関しまして、自主的な事業者が行う検査結果を活用しまして、消防機関が現地調査を行うことなく、完成検査を実施するという制度を導入したというものでございます。

次に認定事業所制度の範囲・対象でございます。屋外タンクにつきまして1000キロ未満のタンクとされていることに関してということで、範囲・対象を限定した理由でございます。屋外タンクは、事故が発生した場合、屋外に設置しておりますので、漏洩事故などが発生いたしますと、周囲に相当広範囲に広がり、火災の危険性も非常に大きくなる。こういう貯蔵所自身の特性を有しています。従いまして、屋外タンクにつきましては、その検査・審査に関しまして厳しい公正中立性が必要とされると認識してございますけれども、全ての屋外タンクについて、厳格な審査を要求するというのは事業者

の方にも多大な経済的負担をおかけすることにもなりますことから、過去の事故の被害状況等を勘案いたしまして、1000キロ未満の小規模のタンクにつきましては、認定事業所制度の活用というものを現在認めておりまして、事業者側の負担の軽減を図っているというものでございます。

続きまして範囲対象の拡大に関する見解ですが、平成11年にこの制度が導入されて、6年経過をしております。この間のこの制度の運用状況を現在精査してございまして、これを踏まえて、認定事業所等の範囲につきまして、今年度検討を行う予定にしております。

次に「高圧ガス保安法では自己責任原則の下で合否を判断する自主検査を認めているが、消防法では、合否の判断は最終的には市町村長等にあるとしている理由」、また、「自主検査の導入の可能性について」というご質問であります。消防法では火災危険性が高い危険物を貯蔵又は取り扱う場合について一定数量以上の場合については市町村長の許可を要する。最終的に施設が設置されたときには、完成検査を行って、適合するものについてのみ使用が行えるという仕組みになってございます。

現在、危険物施設がどういう状況にあるかと申しますと、今日は色刷りのグラフを1枚お渡ししてございますが、危険物施設全般的に設置されてからの年数がかなり長期化してございます。そして事故の発生状況もここ10年ほどかなりの勢いで増加傾向に転移をしているというところでございまして、その事故の要因につきましても維持管理上の問題ですとか、人的要因というものが多数を占めてございまして、事業所の状況を見ましても、設備の点検・維持管理への投資の減少といったようなことが見られるということで、一番低かったときと比べますと、危険物施設の事故発生率はほぼ2倍に増大しているという状況でございます。なんとかこうした事故の発生状況を食い止めなければならぬというふうに考えてございまして、こうした状況を勘案いたしますと、現時点で自主検査を認めるというのは困難であるという認識でございます。

なお、危険物規制の分野では、規制改革の一環としまして、どういうものを許可を要する変更工事とするか、こういう内容についてかなり大幅に見直しを行ってきております。十数年来、こうした範囲の見直しを行ってきておりまして、軽微な変更工事は許可・検査を要さないということで拡大をしてきております。したがって、こういうものについては、当然のことながら自主的な事業者側の皆様方の管理で行っていただいているものでございます。10年程度前と比較いたしますと、だいたい半分くらいに変更工事が減っているという状況でございます。以上でございます。

鈴木主査 高圧ガス保安法が自主検査をやっているが、どうして歩調をあわせることができないのですか。再考の余地はないのでしょうか。昔から保安四法は重複規制であると言われていたが、その重複の問題はどのようにして解消してきたのですか。同じ事を消防法がやり、高圧ガス保安法がやり、労働安全衛生法がやり、ちょっとひどいなと思ってきたが、目的が違うので、内容も違って来るのだろうということがヒアリングを通じてわかってきたのだが、その中でもまだまだ共通する部分はあるだろうと、例えば同じ内容の検査であれば、それに対して、どこが一番専門性が高いのかを考えて、その一番高いところがやった検査であれば、お互いにOKとするというふうにしてよいのではないかと思います。高圧ガス保安法の検査がOKであれば、消防法の検査までする必要はないのではないかと考えます。検査基準をお互いに揃えることができれば揃え、揃えることができないければ、どこかの検査結果によりOKとすることはできないだろうが、高圧ガス保安法の基準よりも、消防法の基準が厳しくないのであれば、高圧ガス保安法の検査基準を満たせばそれでOKとしてよろしいのではないかと思います。申請書は一本にして配置図なども一本化することができれば、事業者にとってはずいぶん楽に

なると思います。しかしなんととっても事業者にとって一番辛いのは、労働安全衛生法が自主検査を認めずに1年に1回検査をやっていることだと思います。一方、高圧ガス保安法は自主検査が認められているから、事業者にとって都合の良い時に検査して、直してチェックをしてもらうということなので、そういうふうな仕組みにすることが望まれると思います。

梅原室長 高圧ガス保安法が自主検査をやっており、どうしてそれに歩調をあわせることができないかということですが、承知しているところでは平成9年に高圧ガス取締法から高圧ガス保安法に改正をされて、法的に自主完成検査とか自主保安検査の制度が導入されたというふうに認識しておりますけれども、高圧ガス施設の事故の状況を見ますと、その当時はほとんど横ばいだったと思われましても、ここ数年間かなり増加しているようでございます。危険物施設の方は、平成6年（バブルの崩壊後）くらいから10年くらい急激に事故の増加が見られまして、その要因としては、自主的な管理が一部で問題であるということが大きな要因ということにございます。したがって、部分的には管理体制がしっかりしているところについて検査期間を短縮するというインセンティブを持たせるために、自主検査結果の活用ということでかなり効果はあがっているとは思いますが、全面的にまだ自主保安検査、自主完成検査という状況にはなっていないということにございます。

鈴木主査 例えば、高圧ガス保安法の場合は、全ての事業者に対して自主検査を認めているかといえば、そうではないわけで、実績があって、信頼に足る人を認めているわけです。少なくともコンビナート等で、高圧ガス保安法と消防法とで意見が一致して信頼に足ると思われるものについては、足並みをそろえてOKということにしてもらえれば、その工場については自主検査だから止める必要がないわけです。消防からみると信頼ができない、高圧ガス保安法からみると信頼ができるということが、同じ事業者について起こり得るのでしょうか。高圧ガス保安法の方ではLPGとかには自主検査はOKとはいっておりません。ちゃんと見ておりますと言っているが、それはそれでいいと思うのですが。

梅原室長 高圧ガス保安法における連続運転は、プラントで行われていると思われまします。消防法で保安検査が義務付けられている施設は屋外タンクでございます。あちらは年に1回止めて検査をしなければいけないものを、例えば2年連続運転、4年連続運転ということで、優良な事業者の方にはそういった制度が適用されているのでございますが、もともと屋外タンクの場合には定期的に維持管理上開けてございまして、現在も5年ごとに開放したものをかなり実績も上がってきているということで事業者の管理レベルに応じて最大13年というところまで引き上げております。こういうインセンティブを与える制度を導入しているということで、毎年開けるという制度とはかなり違いまして、開放期間が相当長いと事業者の方も20年も開けないわけにもいきませんから、例えば5年とか10年とかごとには、実際の実績としても空けておられる。石油連盟さんの御要望にもお応えしてですね、それをレベルに応じて例えばプラス3年とか5年とかいう状況で設定しているという実情にございます。

鈴木主査 高圧ガス保安法も最大で3年、4年とか言っていますが。

梅原室長 タンクの場合は、鋼製、スチールで作ってございますから、基本的には内部の腐食、溶接構造物でございますので、溶接部欠陥の発生。例えば溶接部の割れが

生じていないかとかといったところを。開放しないと中が見えませんが。

鈴木主査 タンク以外は目視検査ですか。

梅原室長 タンク以外は保安検査がございません。保安検査という消防法上の制度は大規模な屋外タンクだけです。これはかつての水島事故とか、非常に大規模な事故が大規模な屋外タンクで発生していたことを契機に導入された制度なんです。高圧ガスが対象にしていますような石油化学プラントとか、こういったものについては、消防法上の保安検査の対象になっておりません。

鈴木主査 高圧ガス保安法の方が自主検査とってはいるが、最大4年というのは、自主検査をやったもののチェックをするということなのでしょうか。

梅原室長 事情はよくわかりませんが、認定保安検査実施者と認定された方は1年ごとに止めてやるべきところを1年目、2年目、3年目は目視なりで御自分で確認をされ、4年目に止めて御自分で検査をされる。そういう仕組みになっているかと存じます。

鈴木主査 だから止めることはするのですね。

梅原室長 はい。止めるインターバルが4倍になるということです。

事務局 機器によっては4年のものがあれば、8年のものもあり、最高で13年ということになっております。

鈴木主査 高圧ガス保安法の場合には、4年として止めるときにはどういう時期に止めるのですか。

梅原室長 一般的には、石油精製工場、石油化学工場の定修時期というのがございます。他のプラントも全部止めて管理上の点検などをします。

鈴木主査 消防の方は、高圧ガス保安法が自主検査をやっているというけれども、実際には8年ないし13年は検査をしておらず、自主検査に任せているということになるのということですか。

梅原室長 1年に1回は点検をするということにしているんですが、基本的に中を開けてみるということではなくて、外部から異常がないか目視をしています。

鈴木主査 目視をし、説明を聞いて信用をしておきましょうということで終わりにするということですね。

梅原室長 記録は残していただくんですが。

鈴木主査 一種の定期検査ですね。

梅原室長 実質的な定期点検になります。

鈴木主査 開けてみるのは8年から13年ということで、高圧ガスより周期は長いということですね。のみならずオペレーティングしているほかの設備があるときにはしないということですね。

梅原室長 タンクでございますから、原油とかナフサとか、もともと4基とか8基とか10基とか数がございますから、それをローテーションで1年に1つずつひと月ふた月かけて開けていく。これは維持管理上も不可欠であります。

鈴木主査 定期点検で工場が全部ストップするということではないのですね。

梅原室長 これだけ大規模なタンクでございますから、一つしかないということはないと思います。

鈴木主査 操業に影響するということはないから、オペレーティングしている工場にとっては苦痛ではないということですか。

梅原室長 検査の実績からしましても、雪の降る地域は別でございますが、1年中あちらの御希望の時期にやっているということでございます。

鈴木主査 基準の問題についてはどうでしょうか。

梅原室長 保安四法の間重複の状況でございますが、古くから色々問題がございまして、一つは申請する図書の重複排除をどうするか、もう一つは技術上の基準適用の重複排除をどうするかという、この2つがあると思います。図書の重複排除につきましては、何度も関係省庁、事業者の方にも参画していただきまして、どういうところに重複があるのかということで、例えば、配置図とか、機器リストとか、兼用できるようなもので御要望のあったものについては手当を加えてございます。技術上の基準適用の重複でございますが、高圧ガス保安法や労働安全衛生法は基本的に圧力のかかる容器です。消防法は原油タンクや他の化成品タンクにおいても、基本的に常圧でございます。たまたま圧力がかかる設備がございますが、大規模な屋外タンクで圧力がかかるものはございませんが、もう少し小規模なものでガソリン留分などを貯めているもので圧力がかかるというものがございまして、そういうタンクにつきましては、高圧ガス保安法と消防法が二重にかかるものが中にはございます。これらの圧力タンクにつきましては、検査は高圧ガス保安法で合格したものについては、消防法の検査を要しないという重複排除の規定を、かなり前でございますが、規制改革の一環として入れてございまして、二重検査にならないような措置をしております。基本的には検査圧力は高圧ガス保安法で指定されている圧力が消防法の基準を満足しているということを確認した上で、重複排除をしているという状況でございます。

鈴木主査 我々が心配していた点は解決されているということですね。

梅原室長 圧力タンクはあくまでも消防法では例外的なものでございますが、例えば常用圧力の1.5倍といった圧力が消防法上必要な圧力をカバーしていると確認しています。

鈴木主査 ボイラーの方とも同じですね。

梅原室長 労働安全衛生法との重複排除もしてございます。

鈴木主査 基準の問題については、消防法の立場としてはそれで結構ですと、消防設備の中で高圧でありチェックすべきものについて、基準については共通化されているということですね。

梅原室長 従来から消防法の検査圧力は常用圧力の5割増とか、決めてございまして、労働安全衛生法や高圧ガス保安法の検査圧力についてもその当時確認し、消防法上の検査圧力を十分に満足しているというのを確認しました。重複排除をしても問題がないということになってございます。

鈴木主査 他の完成検査、変更検査はどうでしょうか。

梅原室長 例えば、屋外タンクで申し上げますと、重複対象施設ではございませんから、消防法だけでやっていると思いますが、化学プラントの中には、高圧ガス保安法と消防法に関連する、中に石油留分とガスがあるという設備がございまして、適用される基準が場所によって異なりますので、消防法上危険物を取り扱う設備については消防法の基準でということになってございますから、消防法の完成検査については、消防法に適合した内容でということをやっております。これは保安四法の関係では、高圧ガス保安部局、消防部局、労働安全衛生部局が合同で審査するとか、そういったこともできるんだということにはしてございます。検査時期につきましても、できる限り事業者に迷惑のかからないように、消防の場合で申し上げますと、市町村長の事務でございまして、県庁所在地とか労基署から出てくるのとは異なりまして、近いところにあるということもあって、審査の日程を調整したり、現場まで出かけていくときの時間がかからないということもあって、かなり処理は迅速に行われているというふうには思っております。

鈴木主査 対象機器の範囲は消防が一番広いと聞いたが、そうなのですか。

梅原室長 例えば、高圧ガス保安法でいえばLPガスのタンクとかは高圧ガス保安法だけが規制をしている設備でございまして。重複されるものというのは、ある施設のプラントの中である部分では高圧ガスが存在し、ある部分では石油が存在する、例えば原油を精製してガスから重油、軽油、灯油を出すというような設備だと、両者が混在しておりますので、両方が対象になっております。消防法だけが対象となる設備、高圧ガス保安法だけが対象となる設備というのは、おそらく石油の方が世の中にたくさんございますから、ガソリンスタンドも消防法の施設でございまして、そういった意味でカウントすれば消防法の施設の方が多いと思います。

鈴木主査 完成検査、変更検査というのは、位置、構造及び設備とあるが、位置というのは何を検査するのですか。

梅原室長 位置は、その施設から災害が発生したときに住宅に被害が及ばないというようなことで、住宅が保安の対象物件でございまして、一定の保安距離10mという距離を確保する。

鈴木主査 それは実測するのですか。

梅原室長 事業所が明らかに大きなところで、事業所の境界まで100mや200mあるようなところであれば、図面上は落としてありますが、測る必要のないものにも他なりませんので、目視でやります。それから施設の周囲には隣の施設に延焼しないとか、火災が起きたときに消防活動を行うために一定の空地(3m~5m)確保していただくわけですが、場合によっては確認する場合がございます。

鈴木主査 構造とは何を検査するのですか。

梅原室長 屋内に危険物を貯蔵するような倉庫がございましたが、これは建物を耐火構造にするとか、不燃材料にするとかということでございますが、そうした材料で作られているかどうか。タンクで言いますと、屋外タンクの場合にはタンクに(入れ物の中に入れてみますと)荷重がかかりますから、一定の厚さをもっているかどうかというような構造を確認する。板厚の場合は、タンクの場合はJIS規格の鋼材を使用されている、そこにミルシート(JISの検査合格の紙)が製鉄所で作ってくるわけでございますので、それを見て所定の厚さ9ミリの厚さの板だということがわかれば、それを使ったということで、実際に板厚をその場で測るということはあまりしないと思います。

鈴木主査 要するに新品ですからね。完成検査の時には、最初から腐食して減っているというのはありえないわけですね。

梅原室長 保安検査の場合は、10数年たって開けたというと減肉している、あるいは裏から減っているという場合もございますので、それは超音波の板厚計で測っている。

鈴木主査 不燃材が入っているかどうかというのはどうすればわかるのですか。

梅原室長 申請のときは鉄板という申請が出てくるので、これなら目視でわかります。

鈴木主査 ほとんど目視ですか。

梅原室長 消防の完成検査は、一部消火設備のようなものはポンプを回してみるとかして作動して確認できるものについては、する場合がございます。あとは建物構造などの目視確認、図面どおりできているかというようなことが基本になっておりますが、屋外タンクのような複雑なものにつきましては、地盤がしっかりしているとか、溶接部がきちんとできているか、というようなところを試験をして確認をしております。

鈴木主査 この1件8人となっているところですが、1件というのは一つの工場という意味ですか。

梅原室長 屋外タンクであれば、屋外タンク1基に対して1件の申請となります。

鈴木主査 高圧ガス保安法は1件は1つの事業所だといっておったが、それなら屋外タンクが10基あったら、80人ということになるのですか。

梅原室長 一度に10基作れば、10基の申請が同時に出てきますが、基本的には
まれです。

鈴木主査 申請件数ですね。

梅原室長 施設ごとに技術基準を定めて許可をとっていただくことになっています
ので、屋外タンク1基が1単位ということになります。

鈴木主査 検査手数料がばらばらになっているが、検査費用というのはそれぞれの
立場で決めているのですか。

梅原室長 今は自治事務になっています。昔は機関委任事務でしたが、自治事務に
なりましたので、基本的には市町村が条例で定めますが、標準手数料というものを別途
定めています。

鈴木主査 検査の煩雑さとかを加味して3つの省である程度バランスはとっている
のですか。

梅原室長 検査の仕方が大分違いますので、ここでは非破壊試験をすとか、一定
レベルの専門家がやらなければなりませんから、1時間当たりの人件費とか、一般的に
直径30mのタンクであれば、何時間かかるとかというような時間数を掛けて、そして
手数料を算出するというものでございます。

鈴木主査 基本的には自主検査に準じる検査をやっているということですね。保安
検査についてはどうなのでしょう。

梅原室長 保安検査につきましては、10年のものであれば9年間は目視を中心に
自主検査で、最後の年に開けたときには自分でもお調べにはなるでしょうが、最終的な
チェックを行政機関が行っていることです。

鈴木主査 高圧ガス保安法の保安検査と同じことですね。

事務局 高圧ガス保安法は開封した後の検査も自主検査データを届けるだけである。

梅原室長 認定保安検査実施者はそれでいいし、そうでない方は都道府県や高圧ガ
ス保安協会がおやりになるということです。

消防法の場合は消防機関が現地のタンクに入りまして自分で測って、確かに所定の基
準を満足しているということを確認しています。

鈴木主査 大規模タンクの場合は高圧ガス保安に類するようにはできないのでしょ
うか。

梅原室長 現在、危険物保安技術協会が委託を受けて検査を実施しておりますが、
最近の不適合が発見されている件数(割合)がどのくらいかというのを見ておりますけ
れども、事業者の維持管理コストの低減というのものもあるのかもしれないが、一向に減

らないですね。それも中小の会社でなくて、むしろかなり大きな会社で溶接不良だとか
が最終的に検査に赴いたときに出てしまったという実態がございます。

鈴木主査 不具合はどのくらい見つかったのですか。

梅原室長 不適合件数は年間10件くらいです。

鈴木主査 何件中の10件ですか。

梅原室長 正確な数字はすぐに出てこないんですが、600件弱です。

鈴木主査 結構多いですね。

梅原室長 作ったときの溶接部の検査と、一定期間ごとにやる溶接部等の検査がご
ざいまして、昨年見つかった件数は11件です。

鈴木主査 なぜ、高圧ガスの方は大丈夫なのでしょう。

梅原室長 大丈夫というか、自主検査でございますので、中には虚偽の申請もあつ
たように聞いております。

鈴木主査 そう言っているが、事故例はないと言っていますよ。

梅原室長 石油連盟のデータを見ると、10年前と比べて補修・維持管理にかける
保安のコストは半分になってしまった。例えば消防が出向く前に御自分のところでも自
主検査を相当されているはずですので、悪ければ直しているはずなんですが、そういっ
た検査コストも外注していると思いますが、かなり減らされています。外注された業者
の方も昔と比べて半分とか3分の1であれば、やる頻度も少なくなっているのではない
かという気がいたします。

鈴木主査 背に腹は変えられず、節約するということですか。

梅原室長 ある事業者が実は高圧ガス保安法で虚偽申請をされたときに、おわびの
ホームページをお出しになったときに、自分でおっしゃっていましたが、保安コ
ストを合理化の一環として低減してしまったと。保安の点検コストを全体のコスト合理
化の一環で減らしてしまったところに原因があるとおっしゃっていたので、実際問
題として公的機関が検査に行く前に自分のところで確認するためのコストは減っている
だろうと思います。

鈴木主査 物を作る事業者だったら、生命線ですけどね。

梅原室長 あと私が気にしておりますのは、昭和51年にこの制度ができて、
49年に水島の大規模な事故があって、導入したのですが、当時はタンクを開けて検査
するというのが行われていなくて、当時の漏洩事故の発生率がかなり高かったです。こ
の制度が導入されて20年経って、そうとう低くなってまいりました。ところがここ5
年を見ると、下がってきたのがまた上がってしまっているというのが実態でございます。

鈴木主査 消防法による実地検査の対象となるのは大型タンクであって、その大型タンクが300基ということですか。

梅原室長 全国には1万キロ以上の屋外タンクのみが定期的な保安検査対象となっており、総基数としましては、2500くらいだったかと思います。例えば10年に1回開ければ250件ということになります。

鈴木主査 基準の統一、重複する部分の活用という問題はこれ以上やることがないということですか。

梅原室長 圧力タンクという部分に関しましては、検査の重複を排除しているということでこれ以上は必要ないのではないかと考えております。

鈴木主査 これ以上必要ないというほど統一されているということですか。

梅原室長 検査に関しては対象が全然違いますので、石油という常圧で貯蔵している屋外タンクについては、高圧ガス保安法の適用がそもそもございません。

鈴木主査 誰も見ていないわけですね。ボイラーも高圧ガスの方も見ていないということですね。その8年ないし10年、最初は5年ということだが、このサイクルを延ばすとかそういうことはできないのでしょうか、また優良な事業者に対しては延ばすとか、そもそもこういう幅があるというのは優良なものを区別しているということだろうから。

梅原室長 当初5年だったものを8年に延ばしたのは今から10年位前でございました。そのときは最大10年でしたが、その後特別な維持管理をしているところについて検証いたしまして、最大13年まで拡大いたしましたのが、2年ほど前だったかと思います。ある程度推移を見て、事故の発生状況であるとか、不適合の状況とか、そうしたものを見ながら、維持管理のレベルが上がっていくということであれば、見直しの可能性はあります。

鈴木主査 優良な事業所、優良であるが少し低い事業所という基準ははっきりしているのですか。

梅原室長 保安検査の周期を延ばせる件というのは、消防法の省令でいくつか書いております。全部適合していれば、例えば8年のものが10年になります。

鈴木主査 機械的に算出できて、あなたは13年組、あなたは8年組と区別できるわけですね。

梅原室長 ただし、会社の思想で「13年はやらないんだ。うちは8年でいくんだ。」といえ、その方の申請に基づいて、旧石油公団といって国で石油を備蓄しているところがございしますが、ここは13年やってもおかしくはないんですが、もう少し短い期間にしています。

鈴木主査 優良な企業だが8年という場合は、例えば毎月掃除をしなさい、そうし

たら13年組みにするといわれても、そんなにはしない、8年組でいいという程度の掃除しかしないという事業場がその道を選ぶのですか。

梅原室長 レベルが非常に高くても、一定期間で自分は開けるんだという会社のポリシーをお持ちのところもございます。ですから申請主義でございまして、13年の要件を満足していれば13年になるということでございます。

鈴木主査 基準が重複する場合については、消防の方は高圧ガス保安法やボイラーの方の結果を活用するという決定文書はどういうものですか。

梅原室長 圧力容器に関しましては、消防法の政令に規定しております。

鈴木主査 消防法の方に書くだけで十分なのですか。

梅原室長 消防側で高圧ガスで合格すれば要らないと書いております。政令の8条の2第4項です。

事務局 タンクの認定制度については、1000キロ未満のものについては、認定制度を設けているということだが。

梅原室長 タンクというか事業所全体でございますから、対象にしている変更工事が1000キロ未満の屋外タンクの変更工事の場合には対象になるということです。

事務局 1000キロ以上のものは年に1回の検査が必要なのか。

梅原室長 その場合の検査は変更に伴う完成検査のことですから、変更工事が出たときだけです。

事務局 保安検査の方はどうか。

梅原室長 1000キロ以上の特定屋外タンクしか対象になってございませんが、潜在的な危険性が高いということで対象にしております。1000キロ未満は保安検査の対象になってございません。

事務局 各三法とも認定制度は持っている。連続運転期間も最大 年という形で設定しているのですが、一番厳しいのは厚生労働で、何年に一回かは必ず開けなさいと、開けて検査する場合は必ず第三者機関に検査をさせなさいとある。一番厳しくないというのか、経済産業省はその開けたときも自主検査のデータを持ってきてだけでよいと事業者を全く信頼しきっているということである。事業者がいうには間に挟まっている消防法が中途半端で、そのデータの一部を確認して、市町村の方が確認をしていいかどうかを判断する際に、全くすべてをやりなおしているのではなくて、データの一部を活用して、合否をやっているわけだから、全事業所とはいわないが、優良事業所については、ほとんど自主検査と変わらないんだから、自主検査を認めていただきたいという要望や、さきほどの話では不適合とかがあるので、認められないということだが、全てに対して認めるわけではなく、優良事業者もあると思われるので、全く事故を起こしていないなど、そういう方に対して、経産省と同様とは言わないが、自主検査のデータだけでもよ

しとする制度をつくることはできないのかという要望が多く来ている。いかがか。

梅原室長 消防が現地で確認するにはかなり長時間かかります。目視が中心とはいえですね。構成する設備が相当多いですから。そうしたものを事業者が事前に当然発注してできていることを確認するわけですが、そのチェックシートのようなものを行政側も信用して、現地確認を省くということで、完成検査の日程そのものが相当省略されると思います。この認定事業所制度も何年かたちましたので、少し範囲を拡大したいというふうに思っています。対象となる事業所の範囲だとか、変更工事の範囲だとか、そうしたいろんな、事業者の声も聞きながら、運用している消防本部の問題点もいろいろお聞かせいただきながら、この際見直しをしていきたいというふうに思っています。

事務局 範囲は拡大するが、一部の優良事業者に対して自主検査を認めるということとは考えていないのか。

梅原室長 先ほどの保安検査のところでも申し上げたように、不適合事例が出ているというのが、そういう優良事業場に出てしまっているんです。

事務局 消防法については問題があると言ってくる事業者がいない。

鈴木主査 市町村のところによっては、チェック能力がないところもあるでしょうね。

梅原室長 消防法における適合状況を見るのは専門の危険物担当の職員がいるので、十分にできていると思います。市町村の事務であるということで、検査が短時間で現場に出向いてできる。検査終了後の処理について以前はいろいろと苦情があったのですが、検査が終わった後使えるようになるまでに書類ができるまでに時間がかかるということも、翌日にはできるようになっているというふうにしておりますので、そういう意味でもクレームというのは大分減って、迅速な処理は各消防本部に心がけるようにはかなり言っておりますので、時間がかかるということは随分少なくなっております。

鈴木主査 自主検査を基本にするというのは、かなり前から閣議決定されていることですが、これがなかなか進まない。なぜかという自主検査に任せた事業者から事故が起こったというようなこと理由にされるのです。そんなに性悪説ばかりに立たずに本当に信用のできるものについては、その事業者のチェックシートを見るだけで結構だという措置も道を開くべきではないでしょうか。最初のうちはそういう者はないというならぬで仕方がないが、疑わしい者ばかりだということのだったら、道を開くということに意味があると思います。その道に乗ることによって認定というのかレピュティションを得るようになるという、そういう行動も期待できるからです。また、もし違反をやったときには大学4年から小学校1年まで落第させるということなのだが、そういう発想を持たせるためにも、道を開くことを考えて欲しいのですが。

梅原室長 今年、認定事業所制度につき一定期間たって見直しをすることにしてございますので、石油連盟とか石油化学工業協会という業界の意見も伺って、十分見直しの中にとりいれていきたいとは思っていますけれども。

鈴木主査　なるべく自分で責任を持ってやらせる、その結果がもしおかしなくて事故を起こしたら厳しく罰する、といっても起こった事故の結果は直せないという議論があるのはよくわかるのですが、ぜひそういう企業が成り立たない雰囲気を作ることによって、自分で責任を持つというメンタリティにしないといけないから、最終的に自主保安の形に持って行きたいと思っています。

梅原室長　自主保安が重要であるという認識は当方でも持っておりますし、いろいろな事故原因を調査しても、規制を強化してもなかなか変わらないなという認識は持っております。ですからインセンティブを一方では事業者にも付与しながら、どうしたら事故が減らせるのかということは一緒に考えていきたいと思っております。

鈴木主査　そんなことで案文について協議させていただきますのでよろしくお願ひします。